

中国における食品安全法の改正について (Q&A)

2016年6月

農林水産省 食料産業局 輸出促進課

目次

	ページ
Q1 どのような点が改正されたのですか？	3
Q2 中国に食品を輸出する事業者に影響はあるのですか？	4
Q3 最近の中国への食品の輸出の状況は？	7
(参考)我が国の対中国輸出等の現状	8

Q1. 昨年10月に中国の食品安全法が改正されたと聞きました。
どのような点が改正されたのですか？

A. 食品安全基準の強化、食品検査の強化、トレーサビリティ制度の導入、食品事故が生じた場合の対応強化、違反時における罰則引上げ等多岐にわたる大幅な改正となっております。

Q2. 中国に食品を輸出する事業者に影響はあるのですか？

A. 食品安全法は、中国へ輸出される食品を含む、全ての中国国内で流通する食品を対象にしています。

昨年10月の改正には、食品の輸出入の管理強化が含まれており、輸出業者や輸出する食品の生産事業者等に、次頁のような新たな対応が求められています。

対応①:

輸出者及び中国側の輸入者による「届出」の義務化

- 中国に輸出される全ての食品について、輸出者（あるいは輸出代理者）及び中国側の輸入者は、事前に中国国家質量監督検験検疫総局への「届出」をする必要があります。
- 以下のURLから「届出」をすることができます。

<http://ire.eciq.cn/>

（中文及び英文サイト：中国国家質量監督検験検疫総局）

対応②:

指定食品の製造加工施設の事前「登録」の義務化

- 一部の指定された食品（平成27年7月14日時点では食肉、水産物及び乳製品）については、その製造加工施設が中国国家認証認可監督管理委員会にあらかじめ「登録」されていることが必要です。
- 現状では、日本から輸出が可能なものは、水産物に限られています。
- 水産品の製造加工施設の登録は、従来の登録と同様に、厚生労働省が対応しています。以下のリンクをご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/taichu/index.html（厚生労働省ホームページ内）

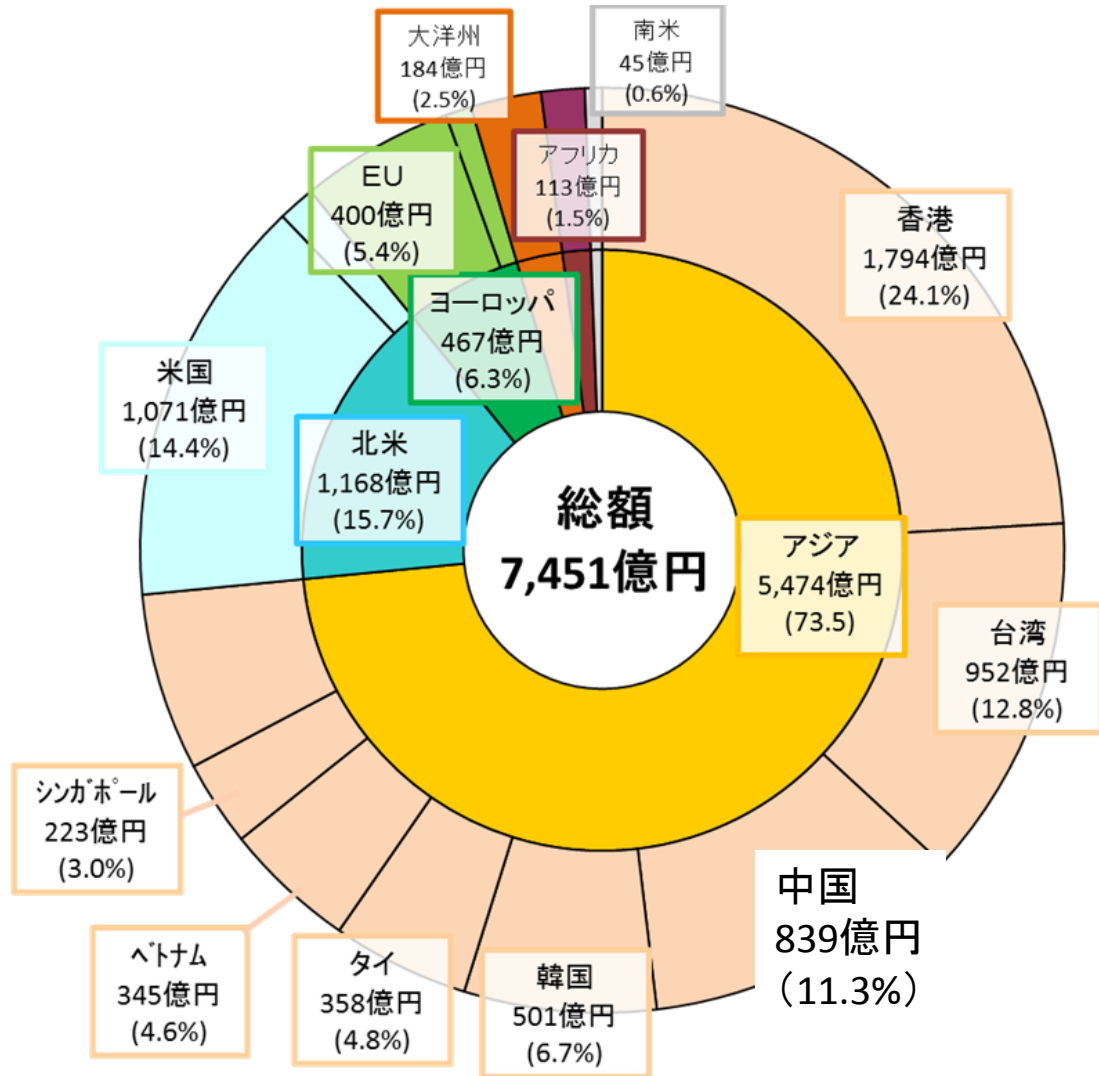
※ なお、指定食品の対象品目は、今後追加される可能性があります。

Q3. 最近の中国への食品の輸出の状況は？

- 平成27年の中国向け農林水産物・食品の輸出額は839億円（世界第4位）であり、前年に比べて11.3%増加しました。
- 主な輸出品目はホタテ貝、丸太、さけ・ます等です。

参考①

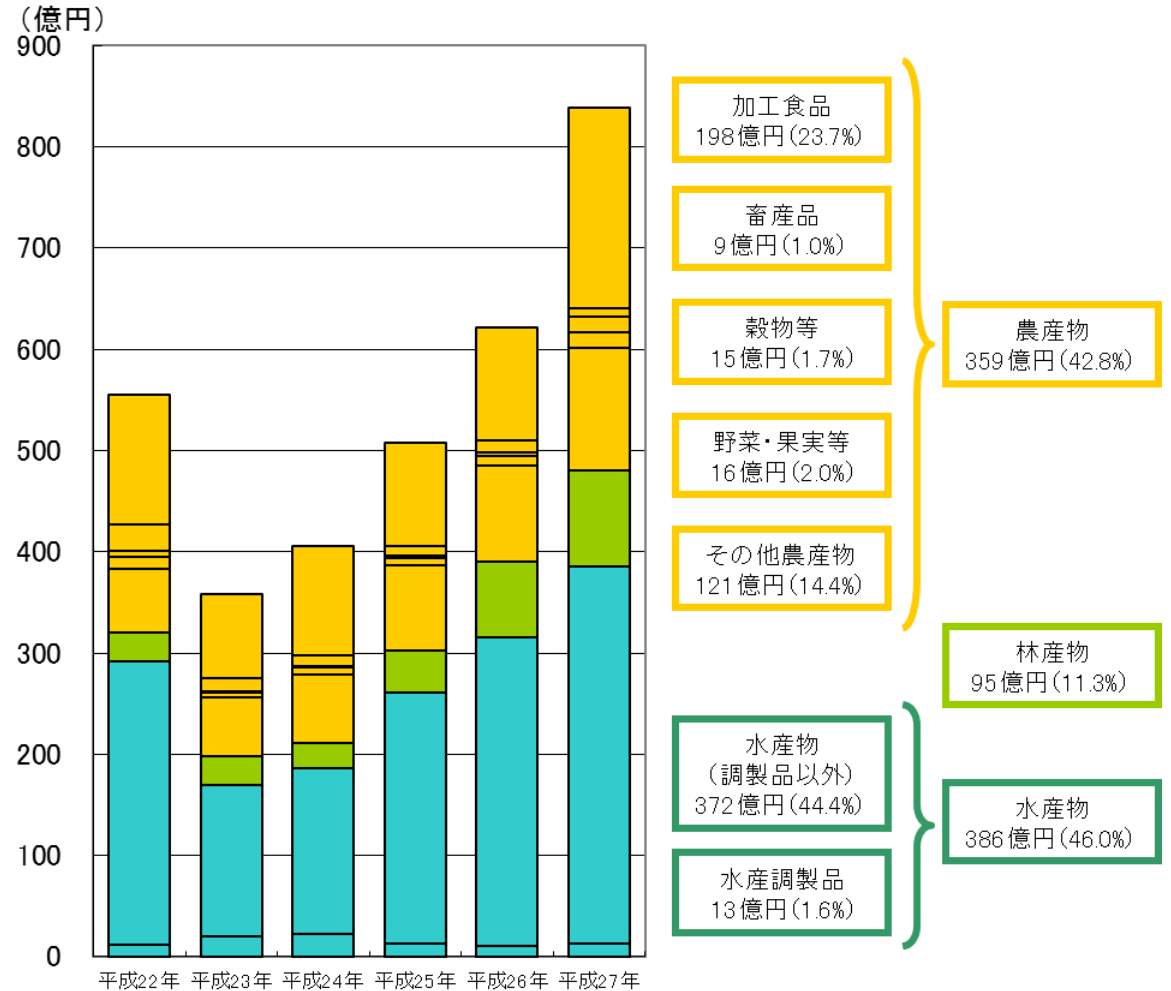
平成27年農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳



(財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成)

参考②

平成27年中国向け農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳



(財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成)